

2020 製化管第 12 号
環地温発第 2003192 号
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県

フロン排出抑制法所管部局長 殿

経済産業省製造産業局化学物質管理課長
(公印省略)

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長
(公印省略)

フロン排出抑制法第 93 条第 2 項に基づく資料の提出の依頼等について (通知)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。) の施行について、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第 25 号) が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなり、これにより、フロン排出抑制法第 93 条第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができること等とされた。

当該規定に基づく資料の提出の依頼については、他法令に基づく情報を入手して都道府県が第一種特定製品の廃棄の状況等を把握することに有効な手段となるものであるが、特に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。) に基づく届出等情報の一層の活用の推進等について、下記の通り通知する。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること及び各都道府県土木建築行政担当部局建設リサイクル法担当部長宛て国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知していることを申し添える。

記

フロン排出抑制法第 93 条第 2 項は、都道府県知事は、フロン排出抑制法の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができる旨を規定したものである。

また、フロン排出抑制法第 41 条では、第一種特定製品の管理者が当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合には、当該第一種特定製品に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない旨が規定されている。さらに、フロン排出抑制法第 42 条第 1 項では、建築物等の全部又は一部の解体工事を発注者から直接請け負う建設業者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、第一種特定製品の設置の有無について確認し、その結果を解体工事発注者に書面にて説明し、その書面の写しを主務省令で定める期間（3年間）保存しなければならないこと、また、同条第 3 項の規定により発注者は交付を受けた書面を主務省令で定める期間（3年間）保存しなければならないことが規定されている。

一方、建設リサイクル法第 10 条第 1 項では、特定建設資材^{*1}を用いた建築物等に係る解体工事であって、その規模が政令で定める基準以上^{*2}のものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、解体する建築物等の構造等を都道府県知事に届け出なければならない旨が規定されている。さらに、建設リサイクル法第 11 条では、国の機関又は地方公共団体が同法第 10 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない旨が規定されている。

建設リサイクル法に基づくこれらの届出又は通知には、解体工事の発注者、解体工事元請業者、解体する建築物等の用途、構造、工程等の情報が含まれており、当該情報は、都道府県知事がフロン排出抑制法第 41 条をはじめとした第一種特定製品の廃棄等に係る規定の遵守状況を確認し、必要な指導監督を行うにあたって非常に有用な情報^{*3}となるものである。

このため、都道府県知事が、フロン排出抑制法の目的を達成するため必要があると認めるときは、同法第 93 条第 2 項に定める「必要な資料の送付その他の協力」として、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、建設リサイクル法第 10 条第 1 項の規定に基づく届出又は同法第 11 条の規定に基づく通知の情報の提供を求め、当該情報を活用することにより、フロン排出抑制法の確実な施行を図られたい。

なお、今般の法改正の趣旨及び内容については、別途「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 1 月 16 日付け 2020 製化管第 1 号・環地温発第 2001163 号）において通知しているところであるが、今般の改正により、都道府県知事は、特定解体工事元請業者に対して解体工事に係る建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認及び説明の実施の状況並びに当該確認に係る書面の交付及びその保存の実施の状況について報告の徴収を行うことができることとなるとともに、特定解体工事元請業者の事務所又は事業所、解体工事に係る建築物等及び解体工事の場所に立入検査を行うことができることとなった。

については、届出又は通知の情報を活用して個別の解体工事の場所へ立入検査を行うことはもとより、複数の届出又は通知の情報から第一種特定製品が設置されている又は設置されていることが想定される建築物等の解体工事を多数行った実績のある特定解体工事元請業者の事務所又は事業所に対して立ち入り、フロン排出抑制法第 42 条第 1 項に基づく書面による説明の実施の状況等を検査する等、共有された届出又は通知の情報を積極的かつ有効に活用することにより、フロン排出抑制法の厳正かつ実効性のある施行を図られたい。

*1 コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート

*2 解体工事については、床面積が 80 m²

*3 建設リサイクル法に基づく届出事項のうち、主として下記の情報が活用できる。

- ・届出者（発注者）：廃棄等実施者に該当する可能性があり、届出者が事業者であるか、どのような事業者であるかを確認できる。
- ・元請業者：特定解体工事元請業者を確認できる。
- ・建築物等の用途：住居用途であるか、その他の業務用の用途であるかを確認できる。
- ・建築物等の構造：業務用ビル等の鉄筋・鉄骨を使用した構造であるか否かを確認できる。
- ・工程の概要：工事着手時期、完了時期が確認できる。
- ・残存物品：残存物品として第一種特定製品が記入されている場合がある。
- ・その他：第一種特定製品の有無やフロン回収実施の有無が記入されている場合がある。

国土建第516号
令和2年3月19日

各都道府県 土木建築行政担当部局
建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長
(公 印 省 略)

フロン排出抑制法第93条第2項に基づく資料の提出の依頼に対応した
建設リサイクル法に基づく届出等情報の提供について（通知）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物等の解体工事においては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。「フロン排出抑制法」という。）に基づく第一種特定製品である冷凍空調設備の廃棄等が行われる可能性が高く、フロン類排出抑制の推進の観点からも重要な機会となっています。

フロン類排出抑制を推進するためには、都道府県フロン排出抑制法所管部局がフロン類の排出が予想される解体工事を早い段階で把握することが効果的であり、その方法としては建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出情報及び同法第11条に基づく通知情報の活用が考えられるところ、解体等工事におけるフロン排出抑制法遵守のための建設リサイクル法に基づく届出等情報の活用への協力について（平成30年6月18日付国土建第95号）等を踏まえ、これらの情報の共有を進めていただいているところです。

今般、フロン排出抑制法が改正され、令和2年4月1日に改正法が施行されることとなっているところ、同法第93条第2項の規定により、都道府県知事は、フロン排出抑制法の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができることとなります。同規定に基づき必要な資料として建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出及び同法第11条に基づく通知について提出の依頼を受けた場合には、速やかに提供する等適切な対応をお願いします。これまで個人情報保護に関する条例等を踏まえて未対応であった地方公共団体におきましても、今般の改正を踏まえ適切な運用をしていただきますようお願いいたします。また、本通知について、貴都道府県の建設リサイクル法関係部署及び貴管内市町村に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること及び貴都道府県のフロン排出抑制法所管部局に対しては、別添のとおり経済産業省製造産業局化学物質管理課長と環境省地球環境局地球温暖化対策課長から通知していることを申し添えます。